

## 税研ウェブサービス 利用規約

本規約は、株式会社税務研究会（以下、「当社」といいます。）が契約者に対し提供する税研ウェブサービスと総称する各種サービス\*（以下、「本サービス」といいます。）の利用について定めるものです。本サービスの契約者は、本規約の内容をすべて同意し、また遵守することに同意したものとみなします。

\* 税研ウェブサービス：税務研究会会員サイト、企業懇話会会員サイト、国際税務研究会会員サイト（国際税務データベース）、税理士懇話会会員サイト（税懇クラブ）、税務通信データベース付き、経営財務データベース付き、税務通信データベース、経営財務データベース、税務QAデータベース、税務法令データベース、税務職員録データベース、税研Webセミナー、税研Books、税務通信読者限定ページ、経営財務読者限定ページを総称します。

### 第1条（利用の権利）

- 1 当社は本サービスの契約者に対し、本サービスの契約1件につき主契約に係るID（メインID）を1本発行します。また、本サービスのなかでメインIDのほかにサイトサービスアクセス用のID（サブID等）を発行するものがあります。
- 2 前項により発行されるメインIDおよびサブID等は、1本につき契約者あるいは契約者が本サービスの契約締結時等に登録する者（以下、「利用者」といいます。）1名のみが利用できるものとします。契約者が指定できる利用者は、本サービス契約締結時等に契約者が当社に通知し、契約者と同一の事業者等の当社が承諾した部署に所属する者とします。  
当社は、契約者による利用者の登録がない場合は、契約者を利用者とする1名分のIDのみを発行します。
- 3 前項の事業者等とは、個人、法人企業、会計事務所、監査法人、税理士法人、その他団体組織を総称します。
- 4 契約者がサブID等の複数の利用者にデータベースサービスを利用させる場合の取扱いについては、データベースID利用規程によるものとします。
- 5 本サービス内の会員サービス、データベースサービスについては、それぞれの商品サービス、各IDによってコンテンツの閲覧範囲、機能が異なる場合があります。

### 第2条（利用環境の設定）

契約者及び利用者は、本サービスを受けるために必要なハードウェア、ソフトウェアの設定等を自己の負担及び責任において行うこととします。

### 第3条（サービス内容の改廃）

- 1 サービス内容は、適宜見直しを行い、契約者及び利用者の承諾なく中止、変更、新設を行うことができるものとします。
- 2 前項によるサービス内容の変更等の事項についてはホームページ等を利用し告知します。

### 第4条（知的財産権）

本サービスで提供する全ての情報等に関する著作権等の知的財産権は、すべて当社(当社以外の者の知的財産権が含まれる場合はその者)に留保されます。

契約者及び利用者は、当社の許可なく、情報等の一部又は全部を無断で転載、改変若しくは要約して印刷物若しくは電子媒体に掲載すること、本サービスで得た情報を第三者に提供することはいけません。また、契約終了後であっても適用されるものとします。

### 第5条（ID及びパスワードの管理）

- 1 契約者及び利用者は、ID及びパスワード等について、第三者に対する使用・貸与・譲渡又は開示等を行ってはなりません。ID及びパスワードについて盗難及び第三者による不正

使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社へ知らせるものとします。

- 2 前項の報告前に、契約者及び利用者の過失によりパスワード等が第三者に漏洩し損害が生じた場合であっても、契約者及び利用者が被る損害について、当社は一切の責任を負いません。また、ID及びパスワードが第三者に使用された場合、当社は当該IDを付与された契約者及び利用者が使用したものとみなします。
- 3 当社は、契約者および利用者の事前許諾を得ることなく、ID及びパスワードを変更する場合があります。

### 第6条（利用の停止等）

契約者および利用者が第4条の知的財産権を侵害する行為、前条に反する行為があった場合、また、次の各号のひとつに該当する場合、契約期間中であっても本サービスの提供の停止、提供を受ける資格を喪失するものとします。また、停止時に未払いの利用料等がある場合は、停止後も当社に対する未払分の支払いを免れないものとします。

- (1) 当社から提供した情報を許可なく流用又は改ざんする行為があった場合
- (2) 当社サービスの運営を妨害する行為があった場合
- (3) 公序良俗に反する行為があった場合
- (4) 犯罪にあたる行為があった場合
- (5) 反社会勢力またはこれに準ずる者と当社が合理的に判断した場合
- (6) その他当社が契約者または利用者として不適当と判断した場合

### 第7条（継続及び解約）

- 1 当社と契約者の契約期間は別途記載があるものを除き1年間とします。
- 2 契約者から契約期間満了月までに当社所定の方法による解約の申出がないときは、本規約の条件でさらに本サービスを1年継続し、以後も同様とします。
- 3 契約期間の途中での解約又は前条の違反によるサービス停止解約の場合、利用料等の返金はしません。

### 第8条（利用者情報）

- 1 契約者および利用者情報は、当社のプライバシーポリシーに従って管理します。
- 2 契約者および利用者情報は、弊社で厳重に管理・保管し、当社が定める時期に適切な方法により廃棄処分します。

### 第9条（掲載情報）

当社は、本サービスに掲載されている情報の正確性については提供者としての一般的な注意義務を尽しますが、契約者及び利用者は、自己の責任と判断により当該情報を利用するものとします。

### 第10条（公開中断・停止）

当社は、次のいずれかに掲げる場合、本サービスの一時中断、停止等を行うことができるものとします。

- (1) 本サービスに係るコンピュータ・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
- (4) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

## 第 11 条（規約の明示と改定）

- 1 当社は、本規約の内容についてホームページ等を利用し明示します。
- 2 当社は、適宜本規約を改定することができるものとします。
- 3 当社が本規約を改定する場合、その適用日以前に、改定する事項についてホームページ等を利用し告知します。

## 第 12 条（免責及び損害賠償）

- 1 当社サービスにより取得した資料、情報等について、契約者及び利用者は自らの判断と責任によりその利用の採否・方法を決定するものとし、これらに起因して契約者及び利用者又は第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者及び利用者が退会により契約者及び利用者の資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該契約者及び利用者に対して効力を有するものとします。
- 2 契約者及び利用者が本規約及びその他法令等に違反する行為によって、当社に損害を与えた場合には、当社は当該契約者及び利用者に対してその損害賠償を請求できるものとします。
- 3 本サービスに関し当社の故意又は重過失により当社が損害賠償責任を負う場合、契約者が当社に本サービスの対価として支払った年会費・利用料を限度として賠償責任を負うものとします。

## 第 13 条（準拠法及び合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とします。

本規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2014年4月1日全面改定 2023年6月1日一部改定)

## ＝データベース ID 利用規程＝

本規程は、税研ウェブサービス利用規約（以下、「規約」といいます。）第 1 条について具体的な取扱いを規定するものであり、本規程に定めのない用語・事項については規約に準ずるものとします。

### 第 1 条（定義等）

- 1 各会員制度、各情報誌読者向け等のデータベース・オンラインサービス、オプションサービス、Webセミナー等により主契約に係るメイン ID のほかにサイトサービスアクセスのための ID を発行する場合があります（以下、サブ ID 等といいます）。
- 2 前項のサブ ID 等のうち、主契約の契約者が別途利用者を指定し主契約で利用可能なデータベースを有料で利用させる場合に結ぶ契約を「付帯 ID 利用契約」といい、「付帯 ID」とは付帯 ID 利用契約を結ぶことで発行されるユーザー ID をいいます。

### 第 2 条（利用期間）

- 1 サブ ID 等の契約利用期間は、主契約と同一期間内とします。
- 2 サブ ID 等のうち利用期間を別途定めている場合はそれに拠ります。ただし、本主契約を終了した場合は当該サブ ID 等の利用は終了するものとします。
- 3 主契約の契約期間の途中でサブ ID 等の新規登録あるいは変更を行ったときは、初年度の当該 ID サブ等の利用期間は主契約の契約期間満了時に満了するものとします。

### 第 3 条（発行数）

- 1 税研ウェブサービスの各商品の基本サービスに組み込まれるサブ ID 数は、税務通信データベース、経営財務データベース、税務研究会は 1 本、企業懇話会、国際税務研究会(P 会員・R 会員)は 2 本とします。  
Web セミナー定額プランの追加発行は 4 本まで、付帯 ID は 8 本までとします。  
そのほか、オプションサービスに係る閲覧 ID などのサブ ID 等は別途当社ホームページ・メンバーサイト等で表示する数量とします。

- 2 会員制度 税務研究会、企業懇話会、国際税務研究会の各デジタル版は別途 1 本 ID を発行します。

## 第 4 条（ID の閲覧範囲等）

サブ ID 等は一部のコンテンツの閲覧範囲や機能に制限がある場合があります。詳細は当社ホームページ等で告知します。

## 第 5 条（利用者及び利用者登録）

- 1 サブ ID 等の発行を希望する者は、別途当社指定の手続きを完了することにより、利用者 1 名につき 1 本の ID 発行を申請登録できます。
- 2 前項に定める登録内容に変更が生じたときは、当該契約者または利用者は遅滞なく変更事項を当社に通知するものとします。

## 第 6 条（利用料及び対価の支払）

- 1 付帯 ID 利用契約の対価は、別途当社が定める利用料とします。
- 2 対価の支払者及び支払方法は、主契約と同一とします。

(2023年4月1日改定)